

【別添】

令和7年度とっとり花回廊テラス舗装他改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とっとり花回廊テラス舗装他改修業務

2 業務場所

鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

とっとり花回廊のテラス舗装・誘導ブロック、水上花壇、展望回廊について、経年劣化による不陸、破損が生じているため補修を行い段差解消・景観美化を図るもの。

5 業務内容

(1) 整備対象、数量及び主な内容は、次の表のとおりであり、詳細は各配置図等を参照すること。

整備対象	数量	単位	主な内容
A テラス舗装 1区画 1.8m×1.8m 220区画（不定形を含む）	1	式	1 既存舗装（透水性コンクリート t=80）撤去 ※周囲コンクリート舗石ブロックは既存残し 2 不陸修正 3 誘導ブロック復旧（35m） 4 再舗装（碎石補充 t=40, 自然石樹脂舗装 t=40） 5 撤去物 処分
B テラス誘導ブロック周辺舗装 3m×30m	1	式	1 既存舗装・ブロック（90㎡）剥ぎ取り 2 不陸修正 3 誘導ブロック復旧（30m） 4 再舗装（81㎡, 碎石補充 t=40, 自然石樹脂舗装 t=40） 5 撤去物 処分
C 水上花壇インターロッキング 0.9m×4.5m	8	箇所	1 既存インターロッキング 撤去（再利用） 2 不陸修正 3 インターロッキング施工
D 展望回廊床材更新 1.35m×50m	1	式	1 腐朽材 撤去処分 2 防腐剤注入材 施工 ※根太も含む。

(2) 協議打合せ

ア 受注者は、業務着手時1回、成果物納入時1回の計2回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。

イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

(3) 必要書類の提出

ア 受注者は、契約締結後速やかに、全体工程表、緊急時の連絡網等の必要な書類を提出すること。

イ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を2部作成・提出し、双方が各1部保管すること。

(4) 現地の立ち入り

受注者は、業務の実施に際し、現地に立ち入る場合は、事前に発注者及び施設担当職員に連絡するものとする。

6 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況が分かるもの）を1部提出すること。

7 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

(完成図書)

・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

受注者は、舗装工事に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 諸法令に定める所定の手続等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

(3) 作業日の指定

作業詳細の日程は、施設担当職員と調整を行って決定すること。

(4) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

整備の対象となる既設材及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したもののについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を図ること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 成果品に係る著作権は、発注者に帰属すること。

(4) 施設の営業に支障を来さないよう留意し、来園者、施設職員の動線確保を行い、規制が必要な場合には、事前に施設担当職員と調整を図ること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。